

きょうとふ きんきゅうじたい とく 京都府の 緊急事態の 取り組み

きょうとふ きんきゅうじたい とく く ないよう 京都府の 緊急事態の 取り組み 内容

1. できるだけ ^{いえ} 家に いてください
2. ^{いべんと} イベントなどを ^し しないでください
3. ^{みせ たてもの} 店や 建物の ^あ 開けている ^{じかん} 時間を ^{みじか} 短くする ^し お知らせ
4. ^{しごと} 仕事へ ^い 行くこと など ^{かいしゃ} 会社や ^{みせ} お店を ^{ひと} している人への ^{ねが} お願い
5. ^{でんしゃ} 電車や ^{ばす} バスなどの ^{かいしゃ} 会社への ^{ねが} お願い

^あ 開けている ^{じかん} 時間を ^{みじか} 短く することなどへの ^{おうえん} 応援

^{だいがく} 大学・^{こうとうがっこう} 高等学校・^{ちゅうがっこう} 中学校などへの ^{ねが} お願い

きょうとふ
京都府

きょうとふ きんきゅうじたい と く ないよう 京都府の 緊急事態の 取り組み 内容

I ちいき きょうとふ
地域 京都府

II きかん ねん がつ にち がつ にち
期間 2021年5月12日～5月31日

III ねが
お願いすること

1. できるだけ 家^{いえ}に いてください

2. イベントなどを しないでください

3. みせ たてもの あ じかん みじか し
店や 建物の 開けている時間を 短くする お知らせ

4. しごと い かいしゃ みせ ひと ねが
仕事へ 行くこと など 会社や お店をしている人への お願い

5. でんしゃ ばす かいしゃ ねが
電車や バスなどの 会社への お願い

IV あ じかん みじか おうえん
開けている 時間を 短くする ことなどへの 応援

Ⅲ お願いすること

1 できるだけ家に いてください

(国の法律 (特措法第45条第1項) に 合わせた お願い)

- 特に 午後8時から 急ぐ 用事が ないときは できるだけ 家に いてください。
- 混んでいる場所や 時間を 避けて 行動すること。
- 次の (1)～(3)の 店には 行かないで ください。
 - (1) 新型コロナウイルスに ならないために することが しっかりと 守られていない 店など
 - (2) 店を閉める お願い
 - (3) 開けている 時間を 短くする お願いが 守られていない 店など
- 京都府の 外へは できるだけ 行かないで ください。
- 路上・公園などで 皆で 集まって お酒を 飲むことなど 新型コロナウイルスに うつる可能性が 高いことは しないでください。

(国の法律 (特措法第24条第9項) に 合わせた お願い)

- 病院や 年をとった人が 世話を してもらいながら 住む 場所などに 会いに 行くことは しないでください。
- 熱がある人は、会社や 学校などへ 行かないでください。

2 イベントなどをしないでください

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう
【国の法律（特措法第24条第9項）】

いべんと するひと や 建物や 店を 管理する人は 以下の 内容を 守ってください。

にんずう じょうげん にん い か
【人数の上限】 5,000人以下

【収容率】 収容定員の50%以下 収容定員<=もともと入っても良い人数に対して入れる人数の割合>

しゅうようていいん き ばあい ひと ひと きより
収容定員が決められていない場合は人と人との距離（1m）を
じゅうぶん
十分に ってください

みせ あ じかん じ
【店などを開けてもよい時間】 21時まで

また、イベントに参加する人に、スマートフォンで 接触確認アプリ（COCOA、
こことろ等）をインストールするように お願いして ください。

3 店や建物の開けている時間を短くするお知らせ

飲食店<=飲んだり 食べたり する店>へのお願い（国の法律（特措法第45条第2項）に合わせたお願い）

対象となる 店や建物	店や建物の説明	お願いする内容
飲食店など	<p>【飲食店】レストラン（居酒屋を含む）・カフェなど（配達・店や建物など家に持って帰るは制限がありません）</p> <p>【遊興施設】バー・カラオケボックス※などで食品衛生法の許可がある店</p> <p>【カラオケ】カラオケができる店（食品衛生法の許可がない店を含む）</p>	<p>お酒を出したり （お店を利用する人がお酒などを店へ持ってくることもしないでください。）またはカラオケのある時</p>
		<p>店や建物を開ける時間を短くしてください。（午前5時～午後8時）</p>

※泊まる人が多いインターネットカフェ・マンガ喫茶などはこの制限を お願いしません。ただし 店や建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内することや お酒を出すこと カラオケは やめてください。

【店や建物を開けるために お願いすること】

（国の法律（特措法第45条第2項）に合わせたお願い）

- ・ 働いている人が できるだけ 検査を 受けるように してください
- ・ 店や建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内し 熱や 咳などがある人は 店や建物に 入ることが できないようにする。
- ・ 手や指の 消毒が できるようにしたり 店や建物の 消毒をする
- ・ マスクを 着けたり 他の 病気を 防ぐための 方法を 来る人に 知らせる

- ・ ただ正しい理由りゆうがないのに ますくマスクを つつけていない人は ひと入ることが はいできないようにする
- ・ へ部屋や たても建物の なか中の くうき空気を い入れ換える
- ・ あくりるばんアクリル板を お置いたり ひと人と ひと人との あいだ間を ひろ広くして ひまつかんせん飛沫感染 かいわ< =会話や せき咳や くしゃみくしゃみを するすると くち口から こま細かい つばつばや はなみず鼻水などが と飛びます。これを ひまつ飛沫と い言います。 うウイルスの はい入った ひまつ飛沫が め目・はな鼻・のど喉から はい入って かんせん感染することが ひまつかんせん飛沫感染です。>を ふせ防ぐ
(くに国の法律 (特措法24条第9項) に あ合わせたもの)
- ・ はかCO2を きかい測る お機械を お置いたり ぎょうしゅべつが業種別ガイドライン い< =仕事の種類によって き決められている るルール>を まもしっかり守る
(くに国の法律 (特措法) 以外での ねがお願い)
- ・ びょうき病気を ひろ広げない と取り組みを くしていることを みせお店の ほホームページなどを つか使って しみなさんに し知らせて くださいください。

飲食店<=飲んだり 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律 (特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

(1) 閉めることを お願いする 店や 建物 (床の面積が 1,000 m²より 広い 店や 建物)

対象となる 店や 建物	店や 建物の 説明	お願いする 内容	
		1,000 m ² より 広い	1,000 m ² まで
① 商業施設	大規模小売店・百貨店・ショッピングセンター・スーパーなど	<ul style="list-style-type: none"> ・お店を開ける時間を短くします (平日は5時から20時まで) ・(国の法律以外でのお願い) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(国の法律以外でのお願い) ・お店を開ける時間を短くします (5時から20時まで) (ただし、生活に必要な物を売っている店や生活に必要なサービスをしているところは含みません)
② 運動・遊戯施設 <=スポーツや遊ぶところ>	体育館・スケート場・水泳場・屋内テニスコート・柔道や剣道をするところ ボウリング場・スポーツジム・ホットヨガ・ヨガスタジオ・マージャン店・パチンコ店・ゲームセンターなど	<ul style="list-style-type: none"> ・お店を開ける時間を19時までにします ・土日はお店を閉めること (ただし、生活に必要な物を売っている店や生活に必要なサービスをしているところは含みません) 	<ul style="list-style-type: none"> ・お店を開ける時間を短くします (5時から20時まで) (ただし、生活に必要な物を売っている店や生活に必要なサービスをしているところは含みません) ・店や建物に来た人がひとつの場所に集まらないように案内します
③ 遊興施設<=遊ぶところ>	個室ビデオ店・ライブハウス・射的場・競馬のチケット売り場など	<ul style="list-style-type: none"> ・(国の法律以外でのお願い) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(国の法律以外でのお願い)
④ サービスを提供する店 (生活に必要なサービスは含みません)	スーパー銭湯・ネイルサロン・エステサロン・リラクゼーションなど	<ul style="list-style-type: none"> ・(国の法律以外でのお願い) 	<ul style="list-style-type: none"> ・(国の法律以外でのお願い)

※ 病気を 広げないように してください。(業種別ガイドライン<=仕事の種類によって 決められている ルール>をしっかりと守ってください)

くに ほうりつ とくそほう いがい ねが
(国の法律(特措法)以外でのお願い)

※ 店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内し 熱や 咳などが ある人は 店や 建物に 入ることが できないようにす
る。

※ 病気を 広げない 取り組みを していることを お店のホームページなどを 使って みなさんに 知らせて ください。

いんしょくてん の た 食べたり する店> 以外への お願い (国の法律 (特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

(2) イベントと同じ内容の お願いをする店や 建物(建物の 大きさに 関係なく するお願い)

対象となる 店や建物	店や 建物の 説明	お願いする 内容
① 劇場・映画館など	劇場・観覧場・演芸場・映画館・ プラネタリウム・ライブハウス など	<ul style="list-style-type: none"> ・イベントは 5,000人まで 収容率 * 50%の どちらも 守ること ・収容率 <=もともと 入っても 良い人数に 対して 入れる 人数の 割合>
② 集会・展示施設※	集会場・公会堂・展示場・貸会議室・ 文化会館・多目的ホール	<ul style="list-style-type: none"> ・お店を 開ける 時間を 21時までに します
③ ホテル・旅館※	ホテル・旅館 (人の 集まる 場合 対して です。泊まる部屋は 制限 しません。)	<ul style="list-style-type: none"> ・ただし、イベントをする 以外の 時は お店を 開ける 時間を 20時までに します (国の法律 (特措法) 以外での お願い) ・店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内すること (オンライン配信の場合は、店を開ける時間を 短くする 必要は ありません)
④ 運動施設・遊技施設	野球場・ゴルフ場・陸上競技場・屋外 テニス場・ゴルフ練習場・バッティング 練習場・テーマパーク・遊園地 など	<ul style="list-style-type: none"> ・施設に 入ることが できる人数は 5,000人まで 収容率 50%の どちらも 守ること 1000㎡以上 : お店を 開ける 時間を 20時までに します 1000㎡以下 : お店を 開ける 時間を 20時までに します
⑤ 博物館 など	博物館、美術館 など	<ul style="list-style-type: none"> (国の法律 (特措法) 以外での お願い) ・店や 建物に 来た人が ひとつの 場所に 集まらないように 案内すること (オンライン配信の場合は、店を開ける時間を 短くする 必要は ありません) ・イベントをする 時は お店を 開ける 時間を 21時までに すること

<p>⑥ <small>けっこんしきじょう</small> 結婚式場</p>	<p><small>けっこんしきじょう</small> 結婚式場</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ <small>さけ</small> お酒を <small>だ</small> 出したり <small>から</small> カラオケを <small>おけ</small> やめてください。(国<small>くに</small>の法律<small>ほうりつ</small> (特措法第45条第2項)) ・ <small>あ</small> 開けている時間を <small>じかん</small> 短くしてください。(午前5時～午後8時) (国<small>くに</small>の法律<small>ほうりつ</small> (特措法第45条第2項)) ・ 1時間30分までで <small>お</small> 終わってください ・ <small>さんか</small> 参加できる人数は <small>にんずう</small> 50人までか <small>にん</small> 建物に <small>はい</small> 入れる人数の <small>わりあい</small> 割合は 50% までで してください
<p>⑦ <small>そうさいじょう</small> 葬祭場</p>	<p><small>そうさいじょう</small> 葬祭場</p>	<p>(国<small>くに</small>の法律<small>ほうりつ</small> 以外<small>いがい</small>での <small>ねが</small> お願い)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ <small>さけ</small> お酒などを <small>さ</small> ださないで ください

※ びょうき 病気を ひろ 広げないように してください。(業種別ガイドライン < =仕事の種類しごと によって しゅるい 決められている き ルール > をしっかり守まもってください)

(国くにの法律ほうりつ (特措法) 以外いがいでの ねが お願い)

※ みせ 店や たてもの 建物に き 来た人が ひと ひとつの ばしょ 場所に あつ 集まらないように あんない 案内し ねつ 熱や せき 咳などが ひと ある人は みせ 店や たてもの 建物に はい 入ることが はい できないようにする。

※ びょうき 病気を ひろ 広げない とく 取り組みを く していることを みせ お店のホームページなどを つか 使って し みなさんに し 知らせて ください。

【きょうとふ 京都府の とく 取り組み】

きょうとふ 京都府の たてもの 建物や こうえん 公園などで だれ 誰でも い 行くことの できる できる ところ ところは し 閉めます。たてもの 建物などの
なまえ 名前は べつし 別紙2に あ あります。おな (同じ ばしょ 場所) に あ あります。ちゆうしゃじょう (同じ し 場所) に あ あります。し 閉めます。)

ただし ひら 開くことが みと 認められている たてもの 建物 (さんがスタジアム サンガスタジアム など) は し 閉めません。

4 仕事へ行くことなど

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
(国の法律(特措法第24条第9項に合わせたお願い))

しごと てれわーく いんたーねっと つか いえ しごと
・仕事はできるだけテレワーク<=インターネットを使って家などで仕事をすること>をしてください。

やす と かいしゃ い しごと ひと かず へ もくひょう
できるだけ休みを取って「会社へ行って仕事をする人の数を70%減らすこと」を目標にします。

しごと いがい ごご じ しごと
・どうしてもしないといけない仕事以外は午後8時からは仕事をしないでください。

かいしゃ い しごと かいしゃ き ひ じかん じてんしゃ な い
・会社へ行って仕事をするときでも会社が決めた日・時間・自転車などで行くようにしてしっかりと会社で病気が広がらないようにしてください。

かいしゃ びょうき ひろ へや くうき い か しごと がいしゅつ
・会社で病気が広がらないようにしてください。(部屋の空気を入れ換えること。仕事で外出することを減らすためにテレビ会議を利用すること。働く人が寮などのたくさんの人数で生活する場所で病気が広がらないようにすること。)
「三つの密」(<=部屋の窓やドアが閉まっています。た

くさんの人^{ひと}が1つの場所^{ばしょ}にいます。人と近く^{ひと ちか}で話^{はな}します。) や 病^{びょうき}気になる 可^{かのうせい}能^{せい}性が 高^{たか}い「*5つの
とき」等^{など}をしないように 行^{こうどう}動^{どう}してください。

・ 会^{かいしゃ}社^{なか}の中^{なか}で、仕^{しごと}事^{ごと}をする 部^へ屋^やだけではなく 休^{きゅうけい}憩^{けい}する部^へ屋^やや 服^{ふく}を 着^き替^がえる部^へ屋^やなどでも 病^{びょうき}氣^き
が 広^{ひろ}がらないように 氣^きをつけてください。

・ 会^{かいしゃ}社^{なか}や お店^{みせ}などで、業^{ぎょう}種^{しゆ}別^{べつ}ガイ^がイド^いラ^らイン^{いん}< =仕^{しごと}事^{ごと}の種^{しゆ}類^{るい}に よつて 決^きめ^めら^られ^れて^てい^いる ルー^るル^る>を 守^{まも}つ^つて 請^{まも}い^いて 下^{くだ}さ^さい。

・ 会^{かいしゃ}社^{なか}で 働^{はたら}く人^{ひと}の中^{なか}で 病^{びょうき}氣^きが ひどくなる 可^{かのうせい}能^{せい}性^{せい}のある 人^{ひと}や 妊^{にん}娠^{しん}して^てい^いる人^{ひと}や 一^{ひと}緒^{いっしょ}に住^すむ人^{ひと}に そ
のよう^{ひと}な人^{ひと}が いる人^{ひと}が 家^{いえ}で仕^{しごと}事^{ごと}をし^したり 仕^{しごと}事^{ごと}に行^いく 時^じ間^{かん}を ず^ずら^らし^したり^{たい}し^したい と言^いつたら でき
るだけ そのお願^{ねが}い^きを 聞^きいてください。

*5つのとき

あたら ころ なう いる す びょうき 新しい コロナウイルスの 病気に なりやすい「5つのとき」

場面① お酒を 飲みながら 話をしたり ご飯を 食べたり するとき

- お酒を 飲むと 病気に ならないように 気をつけ ることが できなくなったり 大きな声で 話したり しやすいです。
- 狭くて 外の 空気が 入らない 場所に 長い時間 いたり たくさんの 人と 一緒に いたり すると 病気に なりやすいです。
- また 他の 人と 同じ グラスで 飲み物を 飲んだり 他の 人と 同じ 箸を 使っ たり することでも 病気に なりやすいです。



場面② たくさんの人が 集まったり 長い時間になつたりして 飲んだり 食べたり するとき

他の 人と 食事を するときは 次の ことに 気をつけて ください。

- 少ない 人数で 食事を してください。
- 短い 時間で 食事を してください。
- 多い 人数で 飲んだり 食べたり すると 話すと きに 大きな声に なったり つばが 飛んだり する ことで 病気に なりやすいです。
- お酒を 飲むとき 行く お店は 1日に ひとつ だけ に してください。



場面③ マスクを つけずに 話を するとき

- マスクを つけずに 他の 人と 近くで 話を し たり 飲んだりすると つばが 飛ぶこと で 病気に なりやすいです。
- 他の 人と 一緒に 車や バスに 乗るときも マスクを つけて ください。



場面④ 狭いところで 他の 人と 一緒に 住んで いるとき

- 狭い ところで 長い時間 一緒に いると 病気に なりやすいです。
- 寮<← 同じ 学校に 行っている 人や 同じ 会社 で 仕事を している 人が 一緒に 住む ところ> の 部屋や トイレなど みんなで 使う ところ に いる ときは 病気に なりやすいので 気をつ けて ください。



場面⑤ ある ところから 他の ところ に 行ったとき

- 仕事の 間の 休憩<← 少しい 間 休む こと>の 時間 に なったとき 仕事を している ところから 他の ところ に 行く と 病気に なりやすいです。
- 休憩室<← 少しい 間 休む 部屋> 喫煙所<← たばこ を 吸う ところ> 更衣室<← 服を 着替える ところ >などに 行くときは 気をつ けて ください。



5 電車やバスなどへのお願い

(国の法律(特措法 以外の お願い))

・地下鉄やバスなどの会社を している人は (1)～(3)に 協力してください。

(1) 一日で 最後に 出発する 電車の 時間を 早く すること

(2) ターミナル<=バスなどが たくさん 集まる場所>で 検温<=熱を 測ること>を すること

・会社や 店を している人は 建物の 外の ライトを 夜のあいだ 消して ください。
(安全の ための ライトは 含みません)

IV 開^あけている 時間^{じかん}を 短^{みじか}くする ことなどへの 応^{おうえん}援

国^{くに}の法律^{ほうりつ}（特^{とく}措^そ法^{ほう}）に 合^あわせて 建^{たて}物^{もの}や 店^{みせ}を 閉^しめること^あや 開^あけている時間^{じかん}を 短^{みじか}く したときは 応^{おうえん}援^{えん}します。

（参考^{さんこう}） 緊^{きん}急^{きゅう}事^じ態^{たい}の 取^とり組^くみに ついて

京^{きょう}都^と府^ふに 住^すむ人^{ひと}や 会^{かい}社^{しゃ}や 店^{みせ}を して^している 人^{ひと}から^との 問^と合^あせ

【問^と合^あせ先^{せん}】 京^{きょう}都^と府^ふ 新^{しん}型^{がた}コ^こロ^ろナ^なウ^うイ^いル^るス^す ガ^がイ^いド^どラ^らイ^いン^んト^う コ^こー^ール^るセ^せン^んタ^たー

【電^{でん}話^わ番^{ばん}号^{ごう}】 075-414-5907 日^に本^{ほん}語^ごだ^だけ

【時^じ間^{かん}】 月^{げつ}曜^{よう}日^び～金^{きん}曜^{よう}日^び 午^ご前^{ぜん}9^じ時^じ～午^ご後^ご5^じ時^じ

（5^{がつ}月^{げつ}の 8^{にち}日^{じつ}（土^ど曜^{よう}日^び）と 9^{にち}日^{じつ}（日^{にち}曜^{よう}日^び）は 開^あいて^いま^ます。）

大学・高等学校・中学校などへのお願い

大学などへのお願い

(国の法律(特措法第24条第9項に合わせたお願い))

- 大学などで、できるだけオンライン授業を行ってください。学校に来る学生の数を50%以下にしてください。
- 大学ガイドラインをしっかりと守ってください。大学はガイドラインを守ることができる課外(クラブ・サークル)活動に許可を出してください。また、ほかの都道府県へ行くことは中止か延期してしっかりと病気を広めないようにしてください。できないときは病気を広げない取り組みをいっているかどうかルールをよく確認して行く前にPCR検査をして陰性<=病気でないこと>を確認してください。
- 京都府と国は大学で新型コロナウイルスモニタリング検査などをします。協力してください。
- 大学などの授業や課外活動の前や後などにみんなで食べたり飲んだりしないでください。(「きょうとマナー」を守ること)
- 学生寮でしっかりと病気を広めないことをしてください。
- 学生が次の行動をしないようにしてください。
 - 京都市では午後8時から京都府の他の地域では午後9時からはレストランなどに行かないでください。
 - クラブやサークルなどでみんなで食べたり飲んだりしないこと。
 - たくさんの人数で行動したり友達の家泊ったり集まらないこと。
- 食べたり飲んだりするときもマスクを外して会話しないこと。

ちゅうがっこう こうとうがっこう ねが
中学校・高等学校などへの お願い

くに ほうりつ とくそほうだい じょうだい こう あ ねが
(国の法律(特措法第24条第9項に 合わせた お願い))

- ・ 学校に 行く時間を 電車や バスが 混まない時間に 変えてください。また、学校から 家に 帰るときに 混まないように 1つの 授業時間を 短くしてください。このような方法で それぞれの 学校の 状況を 考えて 学校へ 行ったり 家へ 帰ったり するときの 密を 避けてください。
- ・ 中学校や 高等学校で クラブ活動を するときは 下の1~4を 守って 病気を 広げないように してください。
 - 1 同じ学校の 生徒だけで 活動すること。
 - 2 学校の中だけで 活動すること。
 - 3 活動時間は 2時間以内にとすること。
 - 4 泊まらないこと。
- ・ 大きな大会 (全国大会・近畿大会など) につながり 病気を 広げない 取り組みを している 大会や 発表会などへ 参加するときは ルールを よく確認して 参加してください。